

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【合同規則】

○ 岡山県災害報告規則の一部を改正する規則

危機管理課

【告示】

（県例規集登載）

○ 優良図書の推奨

男女共同参画青少年課

○ 有害図書の指定

環境管理課

○ 特定施設の設置許可申請
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届
出区域の指定

○ ”

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 保安林の解除予定

治山課

【公告】

○ 土地改良事業の工事完了
○ 公共測量の終了

耕地課
監理課

○ ”
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事
の完了

建築指導課

目次

担当課（室）

【公安委員会】

○ 警備業法に基づく講習

生活安全企画課

◎ 岡山県
岡山県教育委員会 規則第一号

岡山県災害報告規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県教育委員会

岡山県災害報告規則の一部を改正する規則

岡山県災害報告規則

昭和三十年

岡山県

規則第二号

の一部を次のように

改正する。

第六条中「前五条」を「第二条から前条まで」に改める。

様式二(注)以外の部分を次のように改める。

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

様式2

(災害発生状況等)

災害速報 (即報・確定)

市町村名				区分		被害		
災害名	報告番号	第 報	年 月 日 時現在	その他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
畑	流失・埋没	ha						
	冠水	ha						
文教施設		箇所						
病院		箇所						
道路		箇所						
橋りょう		箇所						
河川		箇所						
海岸		箇所						
港湾		箇所						
人的被害	死者		人					
	行方不明者		人					
負傷者	重傷		人					
	軽傷		人					
住家被害	全壊		棟					
			世帯					
			人					
	半壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部損壊		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟					
			世帯					
人								
非住家	公共建物		棟					
	その他		棟					
				り災世帯数	世帯			
				り災者数	人			
				火災発生	建物	件		
					危険物	件		
					その他	件		

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公立文教施設	千円				市町村	設置日時	日	時 分
農林水産業施設	千円						解散日時	日
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
その他	農業被害	千円	災害救助法適用市町村名	計	適用日時 日 時 分			
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円	119番通報件数		団体 件			
災害の概況								
応急対策の状況	消防機関等の活動	(地元消防本部，消防団，消防防災ヘリコプター，消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があつた他の市町村の消防本部等について，その出動規模，活動状況等を記入すること。)						
	自衛隊の災害派遣			その他				

様式二(注)中「一般ガス事業又は簡易ガス事業で」を「ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業により供給されるガスが」に改める。
様式三の十四(注)中「森林国営保険契約地」を「森林保険契約地」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県災害報告規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第二百三十号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十九年四月七日

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	パパとママのつかいかた	ピーター・ベントリー 文 サラ・オギルヴァー 絵 福本友美子 訳	B L 出版	幼 児
2	1ねんせいのせいかつえじてん	W I L L こども知育研究所 編・著	金の星社	小学生(低)
3	なぜ?の図鑑 宇宙	縣 秀 彦 監修	学 研 出 版	” (中)
4	アンダーアース・アンダーウォーター地中・水中図絵	アレクサンドラ・ミジュリンスカ 著 ダニエル・ミジュリンスキ 著	徳 間 書 店	” (高)
5	金魚たちの放課後	河 合 二 湖 著	小 学 館	” (高)
6	動物たちの命の灯を守れ!夜間動物病院奮闘ドキュメント	細 田 孝 充 著	緑 書 房	中 学 生
7	ひかり生まれるところ	まはら 三 桃 著	小 学 館	”

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

◎岡山県告示第二百三十一号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十九年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	月刊誌	実話ナックルズ 4月号	ニリオン出版
2	〃	裏モノJAPAN 4月号	鉄人社
3	〃	恋愛白書パステル 4月号	宙田版
4	〃	激裏情報ゲキペディア	三オブリックス

◎岡山県告示第二百三十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社岡山村田製作所

住 所 瀬戸内市毘久町福元77

氏 名 代表取締役社長 中島 規巳

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社岡山村田製作所

所在地 瀬戸内市毘久町福元77

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	63-ホ 廃ガス洗浄施設(J10, J11, J12, J13, J 14)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(Z1, Z2)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(AA2)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(AK1)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(AJ1, AJ2)	
能	力	4 m ³ /分		50.4 m ³ /日		108 m ³ /日		13.1 m ³ /日		26.1 m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後1週間		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後1週間		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	3.9	5.5	35.3	50.4	75.6	108.0	9.2	13.1	18.3	26.1
	p H	6.5~7.5	6.5~7.5	1.5~4.0	1.5~4.0	1~5	1~5	9~11	9~11	同左	
	B O D (mg/L)	3	5	0.7	1.1	50	75	5.5	6.9	50	63
	C O D (mg/L)	15	20	4以下	6	100	150	42	53	100	125
	S S (mg/L)	1	5	2以下	2	65	97.5	40	50	65	81.3
	油 分 (mg/L)	<1	1	0.5以下	0.5	10	15	5.5	6.9	9	11.3
	T-N (mg/L)	2.5	5	10以下	10	10	15	6.4	8.0	1	1.3
	T-P (mg/L)	0.02	1	0.02以下	0.02	1	1.5	0.02	0.03	0.4	0.5
	C u (mg/L)	-	-	27	41	30	45	40	50	-	-
	F e (mg/L)	-	-	同左		120	180	-	-	同左	
	ほう素 (mg/L)	-	-			-	-				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	10以下	10	10	15	-	-	同左	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

区	分	新 設	変 更 前		変 更 後		廃 止		廃 止		
種	類	66 電気めつき施設 (A I 1)	63-ホ 廃ガス洗浄施設 (J 1 ~ J 9)		同左		58-ニ 脱水施設 (D)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (O 3)		
能	力	1.1 m ³ /日	4 m ³ /分		同左		1,535 k g /日		13.1 m ³ /日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	-		許可後		-		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後1週間	-		工事着手後1週間		-		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後1週間	-		工事完成後1週間		-		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	同左		同左		同左		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	0.9	1.1	36.2	51.8	34.4	49.2	1.5	2.0	9.2	13.1
	p H	3~5	3~5	6.5~7.5	6.5~7.5	同左		7~12	7~12	2~6	2~6
	B O D (mg/L)	930	1,050	3	5			-	5	0.6以下	6
	C O D (mg/L)	1,300	1,450	15	20	14	19	-	5	0.6以下	6
	S S (mg/L)	33	40	1	5	同左		-	20	2以下	5
	油 分 (mg/L)	0.5以下	0.5	<1	1			-	5	0.5以下	5
	T-N (mg/L)	520	580	2.5	5	2.4	5	-	-	10以下	10
	T-P (mg/L)	0.02以下	0.02	0.02	1	同左		-	-	0.02以下	0.2
	C u (mg/L)	<3	<3	-	-			-	-	0.5以下	3.0以下
	F e (mg/L)	-	-	同左				-	-	同左	
	ほう素 (mg/L)	10以下	10	-	-			-	-		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	100以下	100	-	-	-	-	10以下	10		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成 29 年 4 月 7 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 8 号

区	分	廃止		廃止		廃止		廃止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (P 1 ~ P 4)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (Y)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A C 1, A C 2)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A D 1)	
能	力	50.4m ³ /日		0.2m ³ /日		28.8m ³ /日		50.4m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	35.3	50.4	0.2	0.2	20.2	28.8	35.3	50.4
	p H	1.5~4.0	1.5~4.0	9~11	9~11	同左		2~6	2~6
	B O D (mg/L)	0.7	1.1	50	63			0.7	1.1
	C O D (mg/L)	4以下	6	100	125			4以下	6
	S S (mg/L)	2以下	2	65	81.3			2以下	2
	油 分 (mg/L)	0.5以下	0.5	9	11.3			0.5以下	0.5
	T-N (mg/L)	10以下	10	1.0	1.3			10	15
	T-P (mg/L)	0.02以下	0.02	0.4	0.5			0.02以下	0.02
	C u (mg/L)	27	41	0.05	0.06			-	-
	F e (mg/L)	-	-	0.2以下	0.2	-	-	120	180
	ほう素 (mg/L)	-	-	同左		同左		-	-
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	10以下	10	-	-			10	15

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No. 2 工程排水処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	工程排水処理				同左				
構 造	鉄筋コンクリート, S S				同左				
主 要 寸 法	17.4m × 14.6m × 6.2m				同左				
能 力	792m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	No. 1 凝集沈殿→No. 2 凝集沈殿→pH調整→バイオマイティ→砂ろ過				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				平成29年9月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該施設及びその前後の汚水の状態及びその最大値並びに通常値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	27.5	30	27.5	30	23	25	23	25
	p H	6~9	6~9	6~8.5	6~8.5	同左			
	B O D (mg/L)	20	20	12	20				
	C O D (mg/L)	20	20	12	20				
	S S (mg/L)	250	250	14	20				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T - N (mg/L)	10	10	8	10				
	T - P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	10	10	0.1以下	0.1				
	C r ⁶⁺ (mg/L)	0.05	0.05	0.05以下	0.05				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	10	10	8	10					

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No. 3 工程排水処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	工程排水処理				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	18.8m × 33.0m × 5.0m				同左				
能 力	759m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿, pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				平成29年9月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 当該施設における処理前後の汚水の状態及びその最大値並びに通常値及び最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	608.2	655.7	608.2	655.7	609.1	656.7	609.1	656.7
	p H	6~9	6~9	6~8.1	6~8.1	同左			
	B O D (mg/L)	20	20	9	14				
	C O D (mg/L)	32	32	9	14				
	S S (mg/L)	250	250	16	16				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T - N (mg/L)	14	14	12	14				
	T - P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	C r ⁶⁺ (mg/L)	-	-	-	-				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	14	14	12	14					

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No. 4 工程排水処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	工程排水処理				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	18.5m×15.2m×6.0m				同左				
能 力	1,500m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿, pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				平成29年9月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 当該施設における処理前後の汚水の状態及びその最大値並びに通常値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	711.8	964	711.8	964	697.1	941.2	697.1	941.2
	p H	6~8.1	6~9	6~8.1	6~9	同左			
	BOD (mg/L)	20	20	9	14				
	COD (mg/L)	32	32	9	14				
	S S (mg/L)	250	250	16	16				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T-N (mg/L)	14	14	12	14				
	T-P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	C r ⁶⁺ (mg/L)	-	-	-	-				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	14	14	12	14					

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	蒸発濃縮装置A				同左				
種 類 及 び 型 式	蒸発濃縮装置				同左				
構 造	S U S 製				同左				
主 要 寸 法	3.7m×3.0m×3.6m				同左				
能 力	10m ³ /バッチ				同左				
処 理 の 方 法	蒸発濃縮				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				平成29年9月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時間における当該施設及びその前後の状態並びに最大値及び通常値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	4.3	4.3	6.3	18.3	5.2	5.4	7.2	19.4
	p H	3~5	3~5	8~10	8~10	同左			
	B O D (mg/L)	930	1,050	36	36				
	C O D (mg/L)	1,300	1,450	9	9				
	S S (mg/L)	33	40	0.5以下	0.5				
	油 分 (mg/L)	0.5以下	0.5	0.5以下	0.5				
	T - N (mg/L)	520	580	46	46				
	T - P (mg/L)	0.02以下	0.02	0.02以下	0.02				
	P b (mg/L)	-	-	-	-				
	C r ⁶⁺ (mg/L)	-	-	-	-				
	ほう素 (mg/L)	8以下	8以下	8	8				
	ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	520	580	46	46					

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	蒸発濃縮装置C				同左				
種 類 及 び 型 式	蒸発濃縮装置				同左				
構 造	S U S 製				同左				
主 要 寸 法	3.2m×4.7m×3.4m				同左				
能 力	10m ³ /バッチ				同左				
処 理 の 方 法	蒸発濃縮				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				平成29年9月1日				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時間における当該施設及びその前後の状態及び通常の最大値並びに通常の最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	4.3	4.3	6.3	6.3	5.2	5.4	7.2	19.4
	p H	3~5	3~5	8~10	8~10	同左			
	B O D (mg/L)	930	1,050	36	36				
	C O D (mg/L)	1,300	1,450	9	9				
	S S (mg/L)	33	40	0.5以下	0.5				
	油 分 (mg/L)	0.5以下	0.5	0.5以下	0.5				
	T - N (mg/L)	520	580	46	46				
	T - P (mg/L)	0.02以下	0.02	0.02以下	0.02				
	P b (mg/L)	-	-	-	-				
	C r ⁶⁺ (mg/L)	-	-	-	-				
	ほう素 (mg/L)	8以下	8以下	8	8				
	ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	520	580	46	46					

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	A			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	2,804.5	3,303.7	2,786.2	3,276.9
pH	6~8.5	6~8.5	同左	
BOD (mg/L)	7	9		
COD (mg/L)	7	9		
SS (mg/L)	12	20		
油分 (mg/L)	1	7		
T-N (mg/L)	9	14		
T-P (mg/L)	0.9	1.5		
Pb (mg/L)	0.1以下	0.1以下		
Cr ⁶⁺ (mg/L)	0.005以下	0.005以下		
全Cr (mg/L)	0.01以下	0.01以下		
Cu (mg/L)	0.3以下	0.3以下		
Fe (mg/L)	1以下	1以下		
ほう素 (mg/L)	0.2	2		
ふっ素 (mg/L)	2以下	5		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3.0	10.0		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成29年4月7日から同月28日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第二百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による申請に係る土地の区域について、同法第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

津山市中北下字通り谷三六四番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十八年十二月七日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第二百三十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による申請に係る土地の区域について、同法第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

備前市浦伊部字沖一一六四番八の一部、一一六七番三の一部、備前市浦伊部字杓子山一一七一番四の一部、一一七五番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十九年三月十三日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第二百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

茶屋町在宅診療所

倉敷市茶屋町三六〇―一二

平成二十九年四月一日

◎岡山県告示第二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十九年四月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

美作市宮原字熊井吶口四八六の一六から四八六の一九まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

〔一一二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十九年四月七日

事業主体	地区名	工種	完了年月日
高崎土地改良区	汐廻沖農道	農道舗装	二八・一〇・一七
〃	六間丘3番川水路	かんがい排水	二九・三・二七

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔一一三〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市西坂地内ほか	測量区域	
公共基準点測量（二級二点、三級五点）	測量の種類	
平成二十九年三月十七日	終了年月日	

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

〔二一四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市全域（ただし、押漕、荒神山、東田辺、西田辺、加茂町黒木、加茂町倉見、加茂町原口、阿波、奥津川地内を除く。）	測量区域
公共測量（数値図修正）	測量の種類
平成二十九年三月二十三日	終了年月日

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

〔二一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字塔之元四八一―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三輪六五四―一ブライトコートI一〇一号

水津 健次

三 許可番号

岡山県指令建指第三二七号

平成29年4月7日 岡山県公報 第11878号

〔二一六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年四月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字北国府前二二九一八、二二九一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町一七九〇―五エスペランサB棟一〇三号室

牧野 正裕

三 許可番号

岡山県指令建指第三四四号

◎岡山県公安委員会告示第五十号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年四月七日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	平成二十九年七月六日（木曜日）から同月十三日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
 - (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
 - ア 二1に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 二2に該当する者
検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 - ウ 二3に該当する者
検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - エ 二4に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
 - オ 二5に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- 2 提出先
- (1) 県内に住所を有する者
住所を管轄する警察署の生活安全課
 - (2) 県外に住所を有する者
県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十九年五月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）までの午前八時三

十分から午後五時まで

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。